

(三)

企畫統括事務卜官制

監
理
課

- 一 企畫院官制 (抄以下之ニ倣フ)
- 二 法制局官制
- 三 對滿事務局官制
- 四 內閣情報部官制
- 五 興亞院官制
- 六 興亞院事務分掌規程
- 七 大藏省分課規程
- 八 司法省分課規程
- 九 文部省分課規程
- 一〇 農林省分課規程
- 一一 商工省分課規程
- 一二 燃料局分課規程
- 一三 物價局分課規程
- 一四 通信省分課規程
- 一五 鐵道省分課規程
- 一六 拓務省分課規程
- 一七 保險院官制
- 一八 保險院分課規程

次

- 一 補遺
- 一 馬政局分課規程
- 二 文部省分課規程
- 三 農林省部內臨時職員設置制
- 四 陸軍省官制
- 五 陸軍造兵廠服務規程
- 六 海軍艦政本部處務規程
- 七 內務省分課規程
- 備考

企書院官制

○企書院官制

第一條 企書院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一 平戰時ニ於ケル綜合国力ノ擴充運用ニ關シ案ヲ起算シ理由ヲ具ヘテ内閣總理大臣ニ上申スルコト

二 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戰時ニ於ケル綜合国力ノ擴充運用ニ關シ重要ナルモノノ大綱ヲ審査シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト

三 平戰時ニ於ケル綜合国力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ノ豫算ノ統制ニ關シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト

四 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル各廳事務ノ調整統一ヲ圖ルコト

前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ企書院ハ關係各廳ニ對シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

○法制局官制

第二條

第一項乃至第三項(略)

各部(註、第一、二、三部)ノ事務ノ連絡統合ヲ圖ル爲長官ノ定ムル所ニ依リ別ニ聯合部ヲ置クコトヲ得

○對滿事務局官制

第一條 對滿事務局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一 (略)

二 各廳對滿行政事務ノ統一保持ニ關スル事務

三 (略)

四 (略)

○内閣情報部官制

第一條 内閣情報部ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事項ニ關スル事務ヲ掌ル

- 一 國策遂行ノ基礎タル情報ニ關スル各廳事務ノ連絡調整
- 二 内外報導ニ關スル各廳事務ノ連絡調整
(第三號以下略)

○興亞院官制

第一條 支那事變中内閣總理大臣ノ管理ノ下ニ興亞院ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ラシム

- 一 (略)
 - 二 (略)
 - 三 (略)
 - 四 各廳ノ支那ニ關係スル行政事務ノ統一保持ニ關スル事務
- ↑
興亞院事務分掌規程

第三條 政務部第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 (略)
- 二 各部事務ノ連絡調整ニ關スル事務
- 三 (略)

○大藏省分課規程

第五條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 國稅制度ノ調査ニ關スルコト
- 二 關稅制度ノ調査ニ關スルコト
- 三 地方稅制度ノ調査ニ關スルコト
- 四 稅務機構ノ調査ニ關スルコト
- 五 特殊關稅物件ノ調査監督ニ關スルコト

○司法省分課規程

第二十條 行政局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 作業ノ調査、企畫、實施及統制ニ關スル事項
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)

○文部省分課規程

- 第八條 教育調査部ニ審議課及調査課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
- 審議課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 教育ノ刷新振作ニ關スル重要事項ノ審議ニ必要ナル資料ノ調査及整理ニ關スルコト
 - 二 前條ノ審議ニ關シ關係各廳トノ連絡ニ關スルコト
- 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 教育ノ内容及制度ノ刷新ニ關スル企畫ニ關スルコト
 - 二 内外ニ於ケル教育ノ調査ニ關スルコト
 - 三 (略)

○農林省分課規程

- 第五條ノ三 調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 農林水産物ノ價格ニ關スル調査ニ關スル事項
 - 二 農林水産物及農林水産業用品ノ價格統整ノ連絡ニ關スル事項
- 第三十六條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 經濟更生計畫上諸般ノ調査ニ關スル事項
 - 二 經濟更生計畫ノ指導、樹立及審査ニ關スル事項
 - 三 農家ノ經濟及農業ノ經營改善ノ調査ニ關スル事項
 - 四 地方農林事情ノ蒐集及通報ニ關スル事項
 - 五 (略)
- 第四十一條 計畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 時局ニ伴フ重要農林水産物ノ水産計畫ノ綜合ニ關スル事項
(第二號乃至第六號略)

○商工省分課規程

第九條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 重要商工政策ノ綜合調整ニ關スル事項
- 二 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル綜合事務ニ關スル事項
- 三 外地及滿洲、支那其ノ他海外ニ於ケル産業經濟ニ關スル事務ノ連絡調整ニ關スル事項

四 (略)

五 (略)

- 六 工業品ニ關スル規格ノ統一ニ關スル事項
- 七 製品ノ單純化ニ關スル事項
- 八 試驗研究指導機關ノ連絡統制ニ關スル事項
- 九 (略)

第三十五條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 保險政策一般ニ關スル事項
- 二 保險行政上諸般ノ調査ニ關スル事項
- 三 (略)

第三十六條 生命保險法ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 生命保險會社ニ關スル事項

- 二 保險募集取締規則ノ施行ニ關スル事項

第三十七條 損害保險法ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 損害保險會社ニ關スル事項
- 二 損害保險會社ニ對スル助成金ニ關スル事項

○燃料局分課規程

第三條 總務部全書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 燃料補給計畫ノ設定ニ關スル事項
- 二 燃料政策實施ノ連絡ニ關スル事項
- 三 燃料資源ノ統制運用計畫ニ關スル事項
- 四 燃料ニ關スル研究機關ノ連絡ニ關スル事項

○物價局分課規程

第二條 第一部總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 第一號乃至本號 (略)

- 六 物價統制ニ關スル諸般ノ調査ニ關スル事項
- 七 物價統制方策ノ實施ニ關スル連絡調整ニ關スル事項
- 八 物價統制ニ關スル報導及情報蒐集ニ關スル事項
- 九 (略)

○通信省分限規程

第四條 大臣官房企畫課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 資源ノ統制運用計畫事務ノ綜合調整ニ關スル事項
- 二 通信部外ノ各種調査機關トノ連絡ニ關スル事項
- 三 通信部内各部署事務ニシテ相互ニ關聯スル事務ノ綜合的調査ニ關スル事項
- 四 防衛計畫事務ノ綜合調整ニ關スル事項
- 五 企畫委員會ニ關スル事項

○鐵道省分限規程

第三十一條 鐵道局會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 第一號乃至八號 (略)
- 九 鐵道財産ノ總括並財產臺帳及同總括簿ノ整理ニ關スル事項
- 十、十一號 (略)

○拓務省分限規程

第二十四條 拓殖調査部第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 移殖民ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項
- 二 (略)
- 三 (略)

第二十五條 拓殖調査部第二課ニ於テハ海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事務ヲ掌ル

○ 保険院官制

- 第一條 保険院ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ左ニ掲グル事務ヲ掌ル
- 一 健康保険、國民健康保険、勞働者災害扶助責任保險其ノ他ノ社會保險ニ關スル事項
 - 二 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル事項
 - 三 前二號ニ掲グル保險ノ制度ノ企畫並ニ被保險者保健施設ノ企畫及統轄ニ關スル事項

○ 保険院分課規程

- 第三條 總務局企畫課ハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 保險制度ノ企畫ニ關スル事項
 - 二 生命保險會社ノ監督ニ關スル事項
- 第五條 總務局施設課ハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 被保險者保健施設ノ企畫及統括ニ關スル事項
 - 二 生命保險會社ノ被保險者保健施設ニ關スル事項

補遺

○馬政局分課規程

第二條 總務部總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 號乃至四號(略)

六 馬政上階級ノ企畫及調査ニ關スル事項

○文部省分課規程

第一條

文書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 號乃至四號(略)

五 資源ノ統制運用計畫事務ノ統轄ニ關スル事項

○農林省部内臨時職員設置制

第一條ノ二 當分ノ内大臣官房ニ於テ農產物等ノ價格統制ニ關スル各

局部事務ノ連絡及綜合調査ニ關スル事務ヲ掌ラシム

(以下略)

○陸軍省官制

第十一條 軍務局軍務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 號乃至六號及八號乃至十二號(略)

七 航空兵ノ本務其ノ他航空ニ關係アル事項ノ統轄ニ關スル事項

○陸軍造兵廠服務規程

第一條 總務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 (略)

二 統計ノ總括ニ關スル事項

三 (略)

四 (略)

五 技術ニ從事スヘキ各兵科幹部候補生ノ教育ノ統轄ニ關スル事項

六 (略)

○海軍艦政本部艦務規程

第九條ノ二 總務部第五課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 原料材料（航空關係ノモノヲ除ク）ニ關スル各部事務ノ綜合統
- 一ニ關スルコト
- 二號以下（略）

○内務省分限規程

大臣官房文書課

- 一 資源ノ調査及統制運用計畫ニ關スル統轄的事項
（他ハ略）

備考

（文庫服部宇之吉、同小柳司氣太共考漢和大辭典ヨリ）

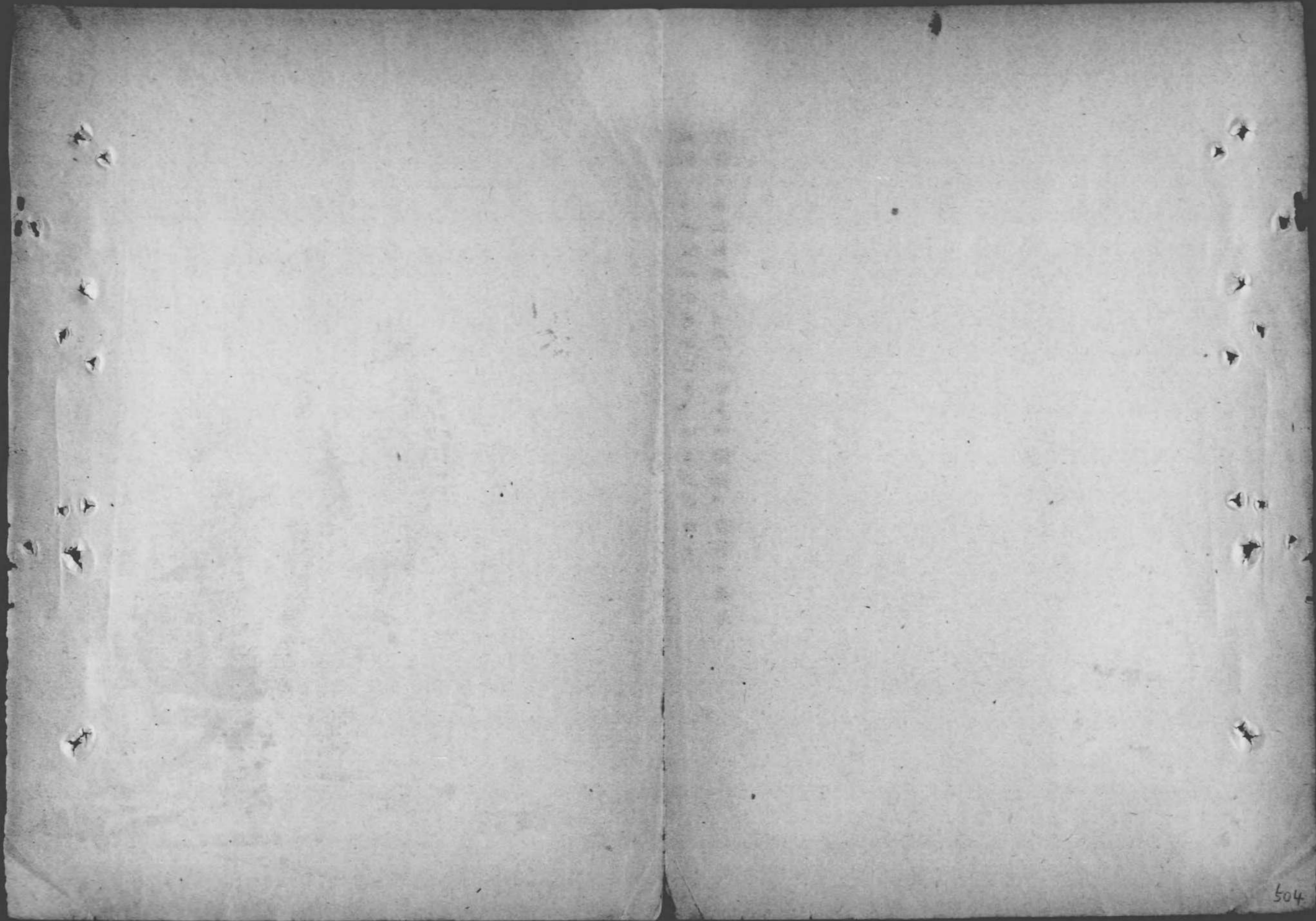
- 金 トハタハダツ、思ヒ立フ、計畫スル、起ス
- 金書 トハ金圖ニ同ジ、タハダテル、モクロミ、計畫
- 統 トハスブ、ヒキマツメルコト

統括 トハスベクタルコト、マツメルコト

統轄 トハスベクサメルコト、統治、統制、統運

統 トハ、クサビ、車輪ノ軸カラ、抜ケ離レシメ、標ニ軸ノ端ノ次ニ差シ込ムコト

統 統轄物事ノトリシマリ、所轄、統轄、管轄
トハ、ククル、シメククル、經テ、トリシマル



504